

障害者差別解消支援部会の概要及び相談対応状況について

1 障害者差別解消支援部会の概要

(1) 部会設置の趣旨

障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障害者差別を解消するための取組みを効果的、かつ円滑に行うため、情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応等について協議する場として、「千葉県障害者施策推進協議会」の部会として障害者差別解消支援部会（以下「部会」という。）を設置した。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第17条第1項に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」として設置

(2) 部会の取扱事項

ア 障害者差別に係る相談事例の共有

相談窓口寄せられた相談事例等について、関係機関で障害者差別に関する共通認識を持ち、地域全体の相談に係る対応力の向上につなげる。

イ 障害者差別に係る相談の解決に向けての助言等

広範多岐にわたる相談事例の解決にあたって、関係機関等の役割に応じて相談の解決に向けての助言等を行う。

2 本市の障害者差別解消に係る取組みについて

(1) 専用相談窓口の開設

平成28年4月、障害者自立支援課に障害者差別に関する専用相談窓口を開設（専用の電話番号、電子メールアドレスを新規に取得）

※「障害者差別に係る相談の流れ」については別添1のとおり

(2) 障害者差別解消法施行に関する広報

- ・市ホームページによる広報
- ・市の主な施設におけるポスター掲示・リーフレット配布（内閣府作成）
- ・関係機関等へのリーフレット（本市作成）の配布（予定）
- ・障害者差別解消に係る講演会の開催（予定）

(3) 本市職員の適切な対応の徹底

- ・本市職員が遵守すべき服務規律の一環として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する「対応要領」を策定
- ・職員研修や所属長からの伝達を通じて、対応要領を踏まえた適切な対応を徹底

※本市職員や民間事業者への研修に使用している資料は別添2のとおり

3 障害者差別に関する相談対応状況

平成28年10月末現在 12件 *相談事例は別添3のとおり

<内訳>

- | | | | |
|---------------|----|---------------|----|
| ・交通機関に関する相談 | 5件 | ・医療に関する相談 | 1件 |
| ・建物・施設に関する相談 | 3件 | ・一般サービスに関する相談 | 1件 |
| ・福祉サービスに関する相談 | 2件 | | |